

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の翌日)

### 目次

◇ 告 示 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

土地改良区の役員の就退任

新たに行なおうとする土地改良事業の認可

道路の位置の指定

◇ 公 告 危険物取扱主任者試験の実施

毒物劇物取扱者試験の実施

鳥取県社会教育委員候補者を推薦することができる期間  
及び推薦書の様式

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十三号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年五月十日から施行する。

昭和四十三年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

### 別表

東京都 鹿兒島県 福島県 大分県 和歌山県 奈良県 静岡県 栃木  
県 宮城県 神奈川県 愛媛県 滋賀県 宮崎県 茨城県 石川県 金沢  
市 同県加賀市 同県愛知郡 千葉県東葛飾郡 岩手県胆沢郡 北海  
道旭川市 長崎県福江市 同県南松浦郡 同県北高来郡 群馬県前橋  
市 同県高崎市 熊本県玉名市 同県荒尾市 山梨県南巨摩郡 同県中  
巨摩郡 福井県三方郡 長野県伊那市 富山県高岡市

### 鳥取県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があったので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 賀野村中の谷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	加藤 伊勢松	西伯郡会見町大字田住
吉持 友茂	市山	
岡田 茂義		
岡田 勲		
山中 耕		
加藤 亮	宮前	
永江 弁		
長岡 音市		

監事	岡田馨	小林亮之	細田為文	赤井操	岡田一治	新井一雄
市山	田住	朝金				

任期満了による退任

就任した役員の名及び住所

理事	加藤伊勢松	吉持友茂	岡田茂義	岡田勲	山中耕	加藤亮	細田為文	新井房市	新井節夫	三嶋隆栄	浅田正	赤井操	三嶋萬龜雄	岡田馨
西伯郡会見町大字田住九四一の一	六三六	市山四三六	二五一	三六五	宮前三一〇	朝金一四五	宮前六八	一八四	四九三	天萬四一七	朝金五九七	宮前二四六	市山八四二	

昭和四十三年三月八日役員選挙会において当選し三月十九日就任 任期二年

鳥取県告示第三百四十五号

宇野山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十三年五月六日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百四十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年四月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市二階町二丁目 二二六番地 山根実子	鳥取市寿町七九二番地の一部	幅員 八・〇〇メートル 延長 一四・〇〇メートル

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項の規定により、危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年5月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和43年6月4日 午前8時30分から

(2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市巖城279

鳥取県中部総合事務所

米子市柁町1の16

鳥取県西部総合事務所

## 2 試験の種類

乙種危険物取扱主任者試験（第4類の危険物に係るものについてのみ実施する。）

## 3 受験資格

6月以上第4類危険物取扱いの実務経験を有する者

## 4 受験手続

## (1) 受験願書受付期間

昭和43年5月10日から5月23日まで（郵送による場合は、5月23日までの消印のあるものは、有効とする。）

## (2) 提出書類

ア 受験願書

イ 3の受験資格を有することを証明する書類

## ウ 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の手札形のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ すでに他の種類の乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた者で、この試験を受けるものは、受験願書提出の際、免状の写しを添付するとともに免状を提示すること。

## 5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返還しない。

## 6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課

## 7 その他

その他不明な点は、鳥取県総務部地方課（電話鳥取0857-227111番 内線258番）に問い合わせること。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和43年5月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 1 期日及び場所

昭和43年6月11日(火曜日) 午前10時から午後3時まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。))別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

エ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真(申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの)2枚

(4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、

つんば、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限 昭和43年5月25日まで

鳥取県社会教育委員の委嘱に当たり、鳥取県内に事務所を有する社会教育関係団体が鳥取県社会教育委員候補者を推薦することができる期間及び推薦書の様式は、次のとおりとする。

昭和43年5月10日

鳥取県教育委員会教育長 木 島 善 兵 衛

1 推薦期間 昭和43年5月10日から昭和43年5月25日まで

2 推薦書の様式

年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 殿

推薦団体名

代表者氏名

印

鳥取県社会教育委員候補者の推薦について

鳥取県社会教育委員候補者に下記の者を推薦します。

記

候補者氏名

生年月日

当該団体における役職名

最終卒業学校名